

## 市県民税（国民健康保険税など）

平成 27 年度  
（平成 26 年分）

## 申告のご案内

申告は前年中の所得金額や所得控除額などにに基づき、市県民税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者制度の保険料などを算出する基礎となります。また、年金の手続きや保育所の入所・児童手当・扶養などの申請や公営住宅入居の申し込み、福祉などの手続きの際の各種証明発行（所得証明など）のためにも必要です。準備はお早めに、忘れずに申告してください。

住民税申告書・収支内訳書は  
次の施設にあります

市役所税務課窓口、メディア交流館、小岱工芸館、みどり蒼生館、万田炭鉱館、中央公民館、市民サービスセンター

## 申告の必要がない人

- 所得税の確定申告書を税務署に提出する人
- 給与所得者で給与以外に収入がなく、勤務先から市役所へ給与支払報告書が提出されていて、医療費控除などの控除を新たに追加する必要のない人

## 申告が必要な人

平成 27 年 1 月 1 日現在、荒尾市に住んでいた人で、右のどれかに当てはまる人です。

## 申告に必要なもの

- 事業所得がある人は、帳簿や決算書など収支内容を確認できるもの
- 給与・公的年金の源泉徴収票（原本）
- 印鑑（朱肉を使うもの）
- 所得税の還付申告の場合は、本人の金融機関と口座番号が分かる通帳など
- 医療費控除を受ける場合は、領収書（医療を受けた人ごとに合計額を計算したもの）
- 社会保険料控除を受ける場合は、社会保険などの支払証明書が領収書。または、国民年金保険料控除証明書が領収書。
- 生命保険料控除・地震保険料控除を受ける場合は、保険会社から発行される生命保険・地震保険の控除証明書
- 障害者控除を受ける場合は、障害者手帳

- ①営業・農業・不動産の収入があった人
- ②配当・譲渡（株式や土地の売買）の所得があった人
- ③平成 26 年中に途中で退職した人、年末調整をしていない人
- ④医療費控除などの所得控除を受けようとする人  
※医療費控除の場合は、平成 26 年中の所得金額が 200 万円未満の人は所得金額の 5% を超えた額、所得金額が 200 万円以上の人は 10 万円を超えた額の医療費を支払った人
- ⑤給与所得者で 2 カ所以上から給与を受け、年末調整をしていない人
- ⑥年末調整が済んでいる給与所得者で、給与以外の所得があった人
- ⑦公的年金受給者で年金の他にも所得があった人
- ⑧住宅をローンで新築や増改築をした人
- ⑨平成 26 年中に収入はなかったが、次の行政サービスの利用や給付などの対象となる人
  - ・国民健康保険税、介護保険料や後期高齢者医療保険料の低所得者に対する軽減を受ける人
  - ・国民年金保険料の免除、公営住宅の入居、保育所の入所、児童手当、児童扶養手当などの手続きをする人

## 【注意】

確定申告（所得税）では、給与の他に 20 万円以下の所得があった場合、申告する必要はありません。また、前年中の公的年金などの収入額が 400 万円以下で、年金以外に 20 万円以下の所得があった場合も、申告する必要はありません。ただし、市県民税申告（市県民税）では同様の特例はなく、申告の必要がありますのでご注意ください。なお、所得税の還付を受ける場合も確定申告は必要です。また、確定申告の必要がない場合でも、源泉徴収票に記載してある控除の他にも控除があるときは、市県民税申告をしないと市県民税の控除額に反映されませんのでご注意ください。



公平な納税にご協力を！

市県民税について  
所得税について

税務課市民税係  
玉名税務署（個人課税）

☎ 63-1342

☎ 72-2125

## 申告相談会を行います

●日程 下の表のとおり

●受付時間 午前 8 時 30 分～ 11 時  
午後 1 時～ 4 時

●混雑が予想されます

混雑を避けるため、できる限り行政区で指定された日に、時間に余裕を持ってお越しください。

例年、午前中が混雑する傾向にあります。午前中の来場者が多い日は、午前の受付を 11 時前に締め切る場合もあります。その際は、番号札をお取りいただき、午後の受付となります。

●会場 市役所 1 階 11 号会議室  
※市役所庁舎本館の耐震改修工事に伴い、駐車スペースなどが例年とは異なります。詳しくは 21 ページをご覧ください。

●所得税の確定申告をする人は

混雑を緩和するため、e-TAX での申告や、申告書を自分で記入して玉名税務署か市役所に提出することをお勧めしています。所得税の還付申告（医療費控除、住宅借入金等特別控除など）は、2 月 16 日（月）より前でも税務署に提出できます。

※国税庁ホームページ「確定申告特集ページ」もご覧ください。

期日	受付行政区	その他
2 月 16 日（月）	打越、宮内、宮内出目東・西、東屋形 1・2・3・4 丁目	混雑が予想されます
17 日（火）	本村、新町、月田、市屋、貝塚、普源寺、上小路	
18 日（水）	東宮内、住吉町、大平町 1・2・3 丁目、大島下、日の出町、昭和町	
19 日（木）	朝日、境崎東・中・西、万田西、四ツ山町 1・2・3 丁目	
20 日（金）	西原町 1・2・3 丁目、大島町 3・4 丁目、大正町 1・2 丁目、妙見、松葉	
23 日（月）	甲根、原、万田東、万田中、原万田社宅、深瀬、倉掛	
24 日（火）	倉懸東・中・西、深瀬丘、古庄原、辻町、中央東、中央西	
25 日（水）	大和、新生、一紡	★午後 6 時まで受付
26 日（木）	新生西、新大和、荒尾大谷	
27 日（金）	向陽台、大東、中央北、青葉	
3 月 2 日（月）	緑ヶ丘 2・3・4・5 丁目、平井大谷、開、みどり	
3 日（火）	岱洋東・中・西、庄山、金屋、元村、小路、平井城、陣屋敷、宿	
4 日（水）	唐池、上井手上・下、川北、野中、田倉、助丸	★午後 6 時まで受付
5 日（木）	府本上・下、樺上・下、金山上・下、上赤田・下赤田	
6 日（金）	菰屋南・北、野原南・北、今寺、川登、井川口、川後田	
9 日（月）	蔵満、有明城、中一部、向一部、桜山町 2 丁目	
10 日（火）	揚増永、中増永、南増永、北増永、猫宮、海下、山浦町、新岡	
11 日（水）	牛水上・中・下、水島、小野、高浜	★午後 6 時まで受付
12 日（木）	八幡台 1・2・3・4 丁目	
13 日（金）	桜山町 1・3・4 丁目	
16 日（月）	予備日	